



Title	解放後在日朝鮮人教育史研究の方法と実践
Author(s)	鄭, 祐宗
Citation	教育史・比較教育論考, 20, 48-56
Issue Date	2010-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43758
Type	departmental bulletin paper
File Information	chon.pdf



解放後在日朝鮮人教育史研究の方法と実践

鄭 祐宗

はじめに

2010年2月6日、GCOE若手研究者フォーラム「公教育のなかの境界」が開催され、解放後の在日朝鮮人教育史についての二本の研究が報告された。藤原智子氏は山口県のケースを、松下佳弘氏は京都府・滋賀県のケースを取りあげ、両報告ともに1947年前後から1950年までの時期について考察するものであった。その分析の方法は、制度史的な考察をメインに据えて、とくに地方レベルでの朝鮮学校に対する管理政策を跡づけようとするものであった。

この分野の研究は近年、これまで重ねられてきた叙述的なスタイルから、より分析的な方法の深化へと向っていると言えるだろう¹。藤原報告と松下報告ともに、地方レベルでの動向が全体状況にいかなるインパクトを与えたのかという点について、いくつかの興味深い事実が示された。

ともに共通していた点は、全国的な朝鮮学校閉鎖に至る1949年において、全国的動向に先行したあらわれ方が存在するポイントである。山口県では既に1949年3月から4月にかけて警察力や軍事力を通じた朝鮮学校閉鎖を検討していたこと、京都府の場合には1948年5月の覚書第六項にもとづく「特別学級」について、1949年5月に京都府が第六項削除を一方的に決定し、京都朝連第一小学校を1949年9月17日に閉鎖したことである。日本政府は全国的な朝鮮学校閉鎖を1949年10月19日および11月4日に実施するが、山口県・京都府いずれの場合にも、先行した学校閉鎖の着手形態が存在する。と同時にこの山口県のケースと京都府のケースには、それぞれ若干異なる位相や論点を有している。本稿ではこれらの点に分け入ってみることによって、今後の研究の方法や可能性を展望することを期したい。

(1)1949年4月の閉鎖危機—山口県の場合

山口県のケースに関しては、对在日朝鮮人管理の実践にかかわる1949年以後の極めてハードな「管理体制」の形成問題として位置づけることができるだろう。藤原報告でも重視されていたとおり、山口県下においてはCIE（民間情報教育局）が教育課地方連絡官セオドア・A・フォークナーを直接山口県に派遣し、1949年2月1日から10日にかけてフォークナーは県と警察の担当者、同県軍政部民間教育担当官との会談を実施、この調査報告を2月17日にCIE局長のドナルド・R・ニュージェント中佐に対して提出している。その後、CIEは同年3月下旬に参謀第二部（G2）将校らとの会議

を開催し、同年3月28日から4月10日にかけて小倉の第二四歩兵部師団司令官ジェラルド・J・ヒギンズ准将指揮のヒギンズ調査団を組織し、山口県下朝鮮学校の再度の調査を実施している²。この再調査を終えたヒギンズ調査団は、朝鮮学校が実際には教育法規に違反していないとしながら、1,田中龍夫知事に直ちに朝鮮人学校の閉鎖宣言を出させること。2,自治体警察と2,000名の国家地方警察増援部隊を動員して学校資産を押収し無免許の教師17名と校長4名を逮捕すること。3,逮捕者を憲兵裁判にかけること。4,生徒2,383名を日本人学校に編入させること、の四点を提案している。この米国反共政策全面化の背景には、在日朝鮮人に対する管理権限の日本政府への移譲、つまり敗戦後日本の朝鮮人問題における事実上の「独立」が進んでいることに留意しておく必要があるだろう。その際、政府から地域へといったトップダウン式の管理方式のみならず、地域や現場におけるむき出しの専制支配がむしろ政府レベルに反映していくという関係性が見られるように思う。

ここで注目されるのは、田中龍夫山口県知事の動向である。田中元知事は生前の1993年に県史編さん委員会のインタビューに答えておりその口述資料では、「山口県じゃあね、県の部長だろうが課長だろうが、朝鮮語ペラペラだからね。この間まで朝鮮総督府に勤務していた者が、部長なり何なりしているわけだから」と証言し、また「知事になってからね、真っ先に知事部局にね、朝鮮情報室という室を作って、山崎君というのがね、朝鮮語がうまいのがおって。昔は朝鮮人よりも山口県の方が朝鮮語がうまいんですからね。だって朝鮮人というものはね、日本が朝鮮統治の時には向こうの学生には教えないだろう。それから山口県の警察部というのは、朝鮮の家の中に潜って情報取って歩くのが本務ですから、朝鮮人より朝鮮語がうまいんですよ」と回顧している³。藤原報告においても戦後徳山市における旧在朝日本人官吏の経験の事例を報告しており、このような旧日本帝国による朝鮮支配の目的や方法、技術、人脈などを戦後の对在日朝鮮人管理に利用していくという輪郭は徐々に明らかになりつつある。

米国反共政策の軍事的パワーと、旧日本帝国の朝鮮支配に加担してきた日本人旧官吏らによる継続的な対朝鮮人管理の実践との結合が地域において進行していること。この問題を一般的に指摘することは容易であるが、その具体的な考察についてはひろく今後の重要な研究課題であるだろう。そして米国反共政策の軍事的パワーの所在についてもまた詳細な分析が必要だろう。とくに問題は朝鮮に近接しているという山口県の条件がこれとやかに連動しているかである。評者としては米国の南朝鮮からの後退局面において在日朝鮮人に対する封じ込め政策がむしろ強化されているという見通しをもっているが、この点に関してもひろく今後の重要な研究課題であるだろう⁴。

(2) 自主教育路線と「特設学級」設置—京都府の場合

京都府のケースに関しては様々な側面からの考察が可能であろうが、ここでは解放

後在日朝鮮人(とくに朝連)の教育運動における路線問題との関係から若干のアプローチを試みたい。松下報告でも強調されていた「京都覚書」第六項に規定されたいわゆる「特別学級」設置に関する実践がその一つであるが、これを解放後在日朝鮮人の全国的な教育運動との関係からあらためて考察してみよう。これまでの研究史においてとり上げられることの少なかった資料(朝連第14中委、朝連第18中委、朝連六全大会草案など)についても依拠しながら考えてみることにしたい。

1947年秋以降現地軍政部による在日朝鮮人の教育機関に対する圧迫や介入が深まりをみせるなか、1948年3月から4月にかけて各地で在日朝鮮人の民族教育擁護闘争が熾烈に展開されることは多くの研究が明らかにしてきたとおりである。が、この民族教育擁護闘争の運動史的な意義とは、日本政府による介入を批判し排除するという在日朝鮮人教育権の政治的独立の擁護を目的としながらも、かつ社会的経済的諸権利の獲得をも見すえた闘争であったと評者は考えている。教育弾圧に対する抵抗闘争渦中の1948年4月10日から12日にかけて開催された朝連第14回中央委員会では、「教育自主性確保闘争」を強力におし進めるにあたりこの時点における情勢判断をふまえて、「今日に至っては日政当局の態度が曖昧になってきた。したがって、もう一步押し進めるならば、不当な攻勢を撃退し、さらに、われわれの正当な要求である教育費其他施設配給等を取得する方向へと前進させることができ、また、せねばならない」と評価し、更に続けて、「日本学校に通学する朝鮮児童には、彼らのための学級を設置し、われわれの自主教育を実施すること。(現在日本学校に通う児童を退学させるのではなく、そこでわれわれの教育が実施されるように闘争すること。)」という路線を示している⁵。独自の教育機関を設置運営する面において政治的独立を擁護し同時に社会的経済的諸権利を獲得し伸張させていくという路線と、日本学校に通っている朝鮮人児童に対して「特設学級」を実施しそこで自主教育を伸張させていくという二つの道は、在日朝鮮人教育闘争における双方向的な権利拡充の発展的なコースを示していると言える。

この運動の発展に対する制裁として米軍が神戸基地管内に非常事態宣言を発して以後(阪神教育事件または四・二四教育事件)、占領当局や日本政府が在日朝鮮人の独自の教育機関に対する介入や解体に一層踏み込もうとする状況において、さきの運動路線は前者の立場である、独自の教育機関を守り抜くという立場を当然重視した闘争を組織していくこととなる。だが1949年にはいると、前年の教育弾圧による打撃から民族教育を復興させる闘争線上において再び、社会的経済的諸権利を実現するべく運動をおしひろげていくと指摘することができるだろう。とりわけ1949年4月の四・二四教育事件一周年を機に、国会(衆議院および参議院)に対して朝鮮人教育費の日本政府負担の請願を実施してその承認を獲得し、地方自治体への教育費獲得闘争を展開していく⁶。

在日朝鮮人の教育権が否定されるということは在日朝鮮人の生活圧迫と鋭く連動し

ているということである。ではいったいその具体的な連動とはいかなるものだったのだろうか。朝連中央総本部文教部「教育白書」はこの問題を具体的に指摘しており、そこではまず、「朝鮮人の通学適令児童の教育費にしても、朝鮮人の手によってなされているのを俸いとして、当然支出すべきものをサボり、結局、更に児童に対するだけでも年額五億五千万円になる額を負担させるという奸悪な二重的取奪ぶりである。政府の封建的帝国主義的な略取と財所経済的トリックはこのように反動的なもの」だと述べて、日本政府が朝鮮人教育費を予算化しないことが、一般的な生活脅威のみならず、在日朝鮮人に対する「二重的取奪」であると鋭く批判している。続けて、「教育白書」では、「かといって政府では他の面からその取奪を緩和しているかというところではなく、生活の唯一の基盤としている焼ちう、アメ製造に対する、軍事、警察的取締や弾圧は失業のため餓死線上に置かれた朝鮮人から最後の生活権まで剥奪し六十万の九〇%を超過する失業半失業者をして死の宣告を下す行為といわれねばならぬものであった。かかる生活状態の反映は、朝鮮人学校経営費の減少となり、必要額の六〇%程度の金額で辛うじて命脈を保っている有様である」「その間、学校管理組合理事、教員及び一般学父兄母姉はき餓状態の中から維持費の徴収、米の一握り運動、各種物資のカンパ等を全大衆的な規模で展開し汗と涙と不とう不屈の忍耐力で育成してきた」と述作して、教育権否定と生活権圧迫の連動性を分析している⁷。

以上の情勢を背景として1949年5月に開催された朝連第18回中央委員会では、「原則的に可能な地域では日本学校在学生を朝連小学校に通学するようにはかる」としたうえで、「朝連小学校在学数は全児童数の四〇%ないし六〇%であると考えられる」、したがって「朝連小学校在学児童総数三四,六九四名に相当する莫大な人数が日本学校在学中であるから急速に日本学校在学生数を調査し特設学校を構成させなければならぬ」と決定している⁸。そしてこの「特設学級」方式の実践例として挙げられているのが京都のケースであり、全国的にみて京都では「児童達を日本の小学校に通わせる例が少なくない」と指摘され、その背景として「第一に校舎難、第二に教育費負担過重」という点が挙げられており、日本の小学校内に朝鮮人児童の「特設学級」を設置し、ここに朝鮮人教員を配属していることが報告されている⁹。この「特設学級」の実践については費用を地方自治体に支出させそこで自主教育を伸張させていくという方途を実現している点が注目される。しかし、京都における「特設学級」の実践は一方的な閉鎖命令に直面させられていく。1949年5月以後地方軍政部と京都府が「特設学級」解体を企図し、強制執行へと踏み込んだのである。この在日朝鮮人教育権の切りくずしに向かう地方自治体および日本政府の動向は今後も重要な研究課題であるだろう。

(3) 政治闘争と経済闘争の結合に対する全面的制裁

以上ここまで山口県のケースについては管理政策（支配政策）との関係から、京都

府のケースについては運動史との関連について若干の考察をすすめてきたが、ここからはさらにいくつかの応用的な論点を取りあげてみることにしたい。まずは管理政策との関係から。

1949年9月8日、日本政府が朝連と民青に対して団体等規正令に基づく解散命令を下し、団体の解散と幹部の公職追放、財産接収を警察力を動員して実行し、1949年10月13日には文部省管理局长・法務府特別審査局长が都道府県知事と都道府県教育委員会に宛てた連名通達「朝鮮人学校に対する処置について」(文管庶第六九号)を発して、「教育面において、旧朝鮮人連盟の主義、主張、行動を宣伝、普及又は支持するような一切の傾向を払拭させること」「旧朝鮮人連盟の本部、支部等が設置していた学校については、設置者を喪失し、当然に廃校となったものとして措置すること」のほか、団体等規正令第五条により、「学校管理組合、学校経営の財団法人、その他学校関係の団体の構成員中、旧朝鮮人連盟の構成員であった者が四分の一をこえないよう措置せしめること」を指令する。団体等規正令による全面的な朝連解体を朝鮮学校にも及ぼし、10月19日と11月4日に警察力を通じてこれを実行していく(一〇・一九学校閉鎖)。この1949年秋の全面的学校閉鎖に関して、日本政府による「閉鎖」という選択はどの時点でどのように形成されたのか。この問題について先行研究ではその時期区分を朝連解散指定(9月8日)以後においてきた¹⁰。

だがこの点に関して、吉田茂内閣が1949年8月作成の「朝鮮人学校に対する教育費の補助に関する方針の決定について」という文書中、対朝鮮学校政策について次のように記していることが注目される。すなわち同文書では、「現在政府及び各地方公共団体においては、朝鮮人学校に対する補助に関する対策に悩まされてをり、特に地方公共団体においては、朝鮮人連盟の教育費獲得運動の直接の攻撃目標となり、そのために他の事務処理に多大の支障を来しているものもあり、本問題は、政府及び地方を通じ緊急解決を要する事項であるので速かに、閣議(次官会議)において本問題処理の根本方針を決定せらるべきものとする」。法律問題としては、「朝鮮人学校も教育基本法及び学校教育法に則り私立学校として経営せられる以上、日本人経営の私立学校と何ら取扱いを異にすべき理由はなくなるのではないか」としながら、その政治的解決として、「朝鮮人学校と日本人の私立学校とについての取扱いを異にする方針を決定するか。例えば、朝鮮人連盟による朝鮮人学校は、共産教育を行うものであるから不可とするという理由」、「朝鮮人学校の経営を爾今認めず、日本の小学校、中学校等に朝鮮人を入学せしめる方針をとるか」という線をすでに設定している¹¹。

ここで注目すべきは、第一に在日朝鮮人の教育費獲得闘争の発展に対する責任回避の方策としてむしろ全面的な学校閉鎖に追い込むべきという極めて攻撃的な動機づけを与えている関係性であり、第二に朝連小中学校を私立学校として認可している以上法律問題として制裁を加えることが困難であると判断しながら、法的問題を越えて越軌的制裁へと踏み込もうとしている点である。在日朝鮮人教育闘争における権利拡充

の発展に対する日本政府の敵意が、解放後在日朝鮮人が積み上げてきた基盤や初歩的権利をもすべて奪い去ってしまうという状況へと以後移行していく。この根こそぎの被圧迫状況において、自主教育をいかに守り、いかに権利を拡充していくべきか。この一層困難な闘いについて、運動史の立場からも、いくつかの論点をつづけて展望してみたい。

(4) 経済闘争主義批判と在日朝鮮人運動の路線転換

朝連解散指定によって開催を封じられることとなった朝連第六回全体大会の「活動方針草案」では、「五全大会以後の教育活動をみるならば、四・二四教育事件によって被った多くの制約と被害、吾等の主体的力量不足を克服し具体的条件を整備強化のための活動へと大部分が制限された」と述べて、「その間、反動日政の人民収奪政策による同胞生活破綻と、諸般反動教育法案実施は学校経営を極難に陥れている状態である。にもかかわらず民族自主教育運動がこの対内的闘争に集中される傾向は、民族自主教育体系の経済的、社会的土台を確立させる一大対権力闘争として十分に発展展開させられない弊害を生じさせた。そしてこのような傾向が結局、所期の最小限の主体的条件（学校経営問題、教員問題、学童問題等）の充実化さえ十分に生み出し得ない結果として現れた。したがって民族自主教育の確立強化のためには、同胞大衆に対してただ民族教育問題が文化的問題であるだけでなく、全体人民の経済生活に密接に関連した問題であるということ徹底して啓蒙認識させその大衆の力を組織化することによって財政活動をその中で展開し、民族自主教育確立のための対権力闘争へと発展させなければならない」という路線を示している¹²。在日朝鮮人生活権擁護の一環として教育闘争を組織するという立場とは、すなわち教育闘争における政治闘争と経済闘争とを両立させ統一させるという立場であるのだが、解放後四年を経て、政治的独立の擁護に経済闘争をくい込ませなければ自主教育の土台確立は困難であることを見通し、ここに重要な闘争ラインを見いだしている。そして1949年秋の全面的学校閉鎖をまたいで、以後在日朝鮮人の生存を賭した闘いとして熾烈に展開されていくこととなる。

しかし公式論としての闘争ラインの設定は、教育闘争が日本政府による全面的封じ込めとの抗争関係へと移行していくなかで、活動家間におけるより緊迫した路線問題として議論されるようになるといえるだろう。在日本朝鮮人教育者同盟中央委員長李珍珪^{リ・チンギョ}の「民主民族教育防衛闘争をより高い段階に前進せしむるために」（1952年11月、原文朝鮮語）という論文では、「教育防衛闘争の当面の課題」として、「闘争の方向としては米日反動植民地奴隷教育政策に反対し、先進的民主民族教育を実施するために必要な六・三制義務教育費全額を日本政府より獲得する」と闘争課題に論及しながら、「京都、大阪においての実情は、教同、PTAが中心となって推進せしめつつあり又は推進せしめんとしている教育活動に対して、一部組織活動家達は右傾的な偏

向であるとしてブレーキをかけている」と批判している¹³。在日朝鮮人運動における階級問題重視の立場に対する批判であり、李珍珪論文はこの立場を自主教育軽視であり経済闘争主義であると批判している。また後段では朝・日共同闘争に対する公式論の適用をも批判していることが注目される。

この李珍珪論文では、第一に、「同胞達の生活がとても困窮しているから日本政府より教育費を獲得しなければ民主民族教育を実施することが出来ないとの意見がある。このような経済主義的思想土台の上より展開される教育闘争は、特設学級や分校闘争のみが教育闘争の正当なる方向であり、自主的な学校設置運動はそれがたとえ教育費獲得を前提としたものであっても直接的な敵権力との闘争を回避する右傾的偏向であると糾弾するようになる。日本政府から教育費を獲得できなければ、いつまでも日々成長する我々の青少年を日帝時代と同じように日本学校に放置し米日反動植民地奴隷教育に任せておくのか?』吾等の教育闘争は教育費を受取ることが目的ではなく、共和国の息子、娘をつくるのが基本目的でなければならないだろう。従って教育費獲得闘争は戦術の一つであって決してそれ自体が目的となりうるものではない。極論すれば教育費を日政から獲得することができなかつたとしても、吾等は吾等の教育をいかなる形態にても実践せねばならない至上任務があるのみならず、それが直ちに敵に対しても大きな打撃を与えることが出来ることを理解せねばならない」と主張を展開させているのである。

また同論文では後段で続けて、「朝・日両人民の共同闘争に対する公式論、手を握って共同闘争をすることのみが唯一の共同闘争であると考える意見がある」「しかし実際には分散入学した特設学級において小数の朝鮮生徒と学父兄と教員達は相対的力関係で共同闘争を組織することより却って台頭するファッション勢力と封建勢力に圧倒され、孤立萎縮、追従させられているところが少なくない」「教育闘争が民族運動の一環として展開される以上、民族的な主体性を持ちえず、無原則的に日本人民の闘争の中に力を分散解消せしむる方向のみに共同闘争を組織したならば何の成果も挙げ得ないのみならず、却って民主民族教育自体を自然解消せしめてしまう」と厳しく見通している。

以上の批判ポイントは、1949年秋の全面的閉鎖を経て1950年から1952年までの経験を踏まえた議論であり、今後さらに内在的に読み解いていく必要があるだろう。評者としてはこの李論文が1955年以後の在日朝鮮人運動の路線転換を教育活動家の立場からいかに進めたかという点に関する重要な示唆であると考えている。在日朝鮮人教育闘争において政治闘争と経済闘争とを両立させるという課題が民族矛盾と階級矛盾の引き裂きに直面するなか、いかにこれを統一させて権利拡充を実現していくか。この路線問題の展開については様々なアプローチから今後も研究されるべき重要な論点であるだろう。

(ちょん・うじょん 大阪大学大学院文学研究科博士後期課程、日本学術振興会特別研究員 DC)

¹運動史研究のアプローチとしては阪神朝鮮初級学校（兵庫県西宮市）の例を取り上げた松田利彦氏の研究（2001年）が「民族教育の自主性承認」と「学校財政の安定化」の二つのモメントを縦軸に、地域における在日朝鮮人教育闘争の運動路線や運動実践を考察している。このような在日朝鮮人教育闘争における政治闘争と経済闘争の両立問題は、より分析的な研究を深めていくうえで重要であるだろう。*松田利彦「“自主学校”型朝鮮学校에 대한 一考察—阪神朝鮮初級学校の 事例」（『韓日民族問題研究』創刊号、2001年）

²これらの事実経過については、ロバート・リケット氏や金太基氏の研究が明らかにしてきた。ロバート・リケットほか「占領下に於ける对在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（一）」（『青丘学術論集』第6集、1995年）255-262ページ、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題—SCAPの对在日朝鮮人政策 1945—1952年』（勁草書房、1997年）581-594ページ参照。

³田中龍夫「民選知事の誕生—田中龍夫元知事が語る」（『山口県史 史料編 現代2』、2000年）、23-27ページ。

⁴たとえば朝連機関紙『朝連中央時報』は下関事件（1949年8月）に対する評価として「売国奴一派の亡命基地工作」という一解釈を与えており、李承晩政権の後退局面において日本における朝連弾圧が連動してひきおこされていることを示唆している。*「李承晩卒徒들의 亡命地入口를 為한 陰謀」『朝連中央時報』第135号、1949年9月6日

⁵「第十四回中央委員会会議録」1948年4月10-12日（『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集I』明石書店、1988年に所収）

⁶金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945—1972 増補改訂版』（社会評論社、2004年）92-94ページ参照。

⁷「「教育弾圧」の実態 文教部発表の教育白書」『朝連中央時報』第117号、1949年7月19日

⁸*「第18回中央委員会決定書」『朝連中央時報』第106号、1949年6月17日

⁹*「教育費日政負担 四・二四教育闘争集注 京都七條小学校内「特設学級」六個」『解放新聞』第218号、1949年3月21日

¹⁰小沢有作『在日朝鮮人教育論—歴史篇』（亜紀書房、1977年）257-267ページ参照。

¹¹「秘 朝鮮人学校に対する教育費の補助に関する方針の決定について」1949年8月25日付（国立国会図書館憲政資料室佐藤達夫文書）

¹²*「第六回全体大会提出活動方針草案」『朝連中央時報』第126号、1949年8月15日。なお朝連六全大会は1949年10月中旬に開催を予定していた。

¹³*李珍珪「民主民族教育방위鬪爭을 보다 높은 계단으로 前進시키기 위하여」『解放新聞』第445号、1952年11月25日、『解放新聞』第446号、1952年11月30日、『解放新聞』第448号、1952年12月10日の各紙面に、上・中・下の三回にわたり連載。

注記

朝鮮語資料には「*」字を付し、日本語への翻訳については筆者が行なった。